

京都市自転車安心安全条例（平成22年11月17日京都市条例第32号）

自転車の安全な利用の促進に関し必要な事項を定めることとしました。

主な内容は、次のとおりです。

## 1 目的（第1条関係）

この条例は、次に掲げる事項を目的とします。

- (1) 自転車の安全な利用を促進するため、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」といいます。）の意識の向上を図ること。
- (2) 本市、自転車利用者、関係事業者（自転車小売業者及び自転車貸出業者をいいます。以下同じ。）その他の主体の責務と役割を明らかにすることにより、自転車に関する事故を防止し、自転車の秩序ある利用の推進による交通安全の確保に寄与すること。
- (3) 「歩くまち・京都」憲章の趣旨にのっとり、自転車の安全な利用を促進することにより、市民及び観光旅行者その他の滞在者が歩く魅力を満喫できるようにするとともに、観光旅行者その他の滞在者に対するもてなしを向上させること。

## 2 本市の責務（第3条関係）

本市は、次に掲げる施策の実施に努めるものとします。

- (1) 自転車の安全な利用に関する市民、事業者等の意識の啓発及び自主的な活動の支援
- (2) 自転車利用者による自転車の点検整備の促進
- (3) 自転車損害保険等への加入の勧奨及び継続的な加入の促進

## 3 自転車利用者の責務（第4条関係）

自転車利用者は、道路交通法、京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例（以下「府条例」といいます。）その他の法令の規定を遵守するとともに、次に

掲げる事項を励行すること等により自転車の安全な利用に努めなければならないこととします。

- (1) 交差点内を通行しようとするとき，又は細街路若しくは一方通行とされている道路を通行しようとするときは，必要に応じて一時停止又は徐行をするなど歩行者及び車両に注意して運転をすること。
- (2) 商店街の区域内を通行しようとするときは，必要に応じて自転車を押して歩くこと。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか，他人の平穩を害するような運転をしないこと。

#### 4 関係事業者の責務（第5条関係）

- (1) 関係事業者は，その事業活動を通じて自転車の安全な利用の促進に努めるとともに，市民，事業者及び交通安全活動団体並びに本市が行う自転車の安全な利用の促進に関する取組に協力するよう努めなければならないこととします。
- (2) 自転車小売業者は，自転車の販売に当たっては，自転車を購入しようとする者に対して，自転車損害保険等に関する情報を説明するとともに，その事業活動を通じて自転車損害保険等への加入の勧奨に努めなければならないこととします。
- (3) 自転車貸出業者は，その貸し出す自転車について自転車損害保険等に加入するよう努めなければならないこととします。

#### 5 商店街における自転車に関する事故防止の取組等（第7条関係）

- (1) 商店会（商店街振興組合その他事業者の組織する団体のうち，商店街の振興を目的として本市の区域内で活動するものをいいます。以下同じ。）は，本市，警察等の関係機関と連携し，商店街における自転車に関する事故の防止のために必要な取組を実施するよう努めなければならないこととします。
- (2) 市長は，(1)の取組を実施しようとする商店会に対し，必要な情報及び資料の

提供その他の支援を行うことができることとするとともに、商店会が(1)の取組を実施する場合は、当該商店会からの申請に基づき、当該取組の内容を公表することができることとします。

(3) 商店街を通行する自転車利用者は、道路交通法、府条例その他の法令の規定を遵守するとともに、(2)により公表された商店会の取組に協力するよう努めなければならないこととします。

## 6 自転車交通安全教育等（第8条関係）

(1) 本市は、京都府、学校、市民、交通安全活動団体等と連携し、効果的な自転車交通安全教育の実施に努めるものとします。

(2) 市立の小学校、中学校及び高等学校の長は、児童又は生徒に対して、その教育課程において自転車交通安全教育を実施しなければならないこととします。

(3) 本市は、就学前の児童を養育する保護者に対して自転車交通安全教育を実施するよう努めるとともに、当該保護者を対象に自転車交通安全教育を実施するものに対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとします。

(4) 本市は、京都府が行う自転車交通安全教育の促進を図るための事業の円滑な推進に協力するとともに、本市の区域内における自転車安全利用推進員の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要な措置を講じるものとします。

## 7 その他

市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとします。

この条例は、平成22年12月17日（公布の日から起算して30日を経過した日）から施行することとしました。ただし、5（(1)を除く。）及び6（(1)を除く。）に関する部分は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市自転車安心安全条例を公布する。

平成22年11月17日

京都市長 門川 大作

京都市条例第32号

京都市自転車安心安全条例

(目的)

第1条 この条例は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 自転車の安全な利用を促進するため、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）の意識の向上を図ること。
- (2) 本市、自転車利用者、関係事業者その他の主体の責務と役割を明らかにすることにより、自転車に関する事故を防止し、自転車の秩序ある利用の推進による交通安全の確保に寄与すること。
- (3) 「歩くまち・京都」憲章の趣旨にのっとり、自転車の安全な利用を促進することにより、市民及び観光旅行者その他の滞在者が歩く魅力を満喫できるようにするとともに、観光旅行者その他の滞在者に対するもてなしを向上させること。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車損害保険等 自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。
- (3) 府条例 京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例をいう。
- (4) 関係事業者 自転車（中古の自転車を含む。）の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）及び自転車の貸出しを業とする者（以下「自転車貸出業者」

という。)をいう。

(5) 交通安全活動団体 交通の安全を図る活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。

(6) 商店会 京都市商店街の振興に関する条例第2条第2号に規定する商店会をいう。

(7) 自転車交通安全教育 自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 自転車の安全な利用に関する市民、事業者等の意識の啓発及び自主的な活動の支援

(2) 自転車利用者による自転車の点検整備の促進

(3) 自転車損害保険等への加入の勧奨及び継続的な加入の促進

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

(自転車利用者の責務)

第4条 自転車利用者は、道路交通法、府条例その他の法令の規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を励行すること等により自転車の安全な利用に努めなければならない。

(1) 交差点内を通行しようとするとき、又は細街路若しくは一方通行（道路における車両の通行につき一定の方向にする通行が禁止されていることをいう。）とされている道路を通行しようとするときは、必要に応じて一時停止又は徐行をするなど歩行者及び車両に注意して運転をすること。

(2) 商店街の区域内を通行しようとするときは、必要に応じて自転車を押して歩くこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、他人の平穩を害するような運転をしないこと。

2 自転車利用者は、その利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じて整備をするよう努めなければならない。

3 自転車利用者は、自転車損害保険等に加入するよう努めなければならない。

(関係事業者の責務)

第5条 関係事業者は、その事業活動を通じて自転車の安全な利用の方法について市民の理解を深めるなど自転車の安全な利用の促進に努めなければならない。

2 関係事業者は、市民、事業者及び交通安全活動団体並びに本市が行う自転車の安全な利用の促進に関する取組に協力するよう努めなければならない。

3 自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対して、自転車損害保険等に関する情報を説明するとともに、その事業活動を通じて自転車損害保険等への加入の勧奨に努めなければならない。

4 自転車貸出業者は、その貸し出す自転車について自転車損害保険等に加入するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、次に掲げる事項の励行に努めなければならない。

(1) 自転車の安全な利用の方法について理解を深めること。

(2) 家庭、地域、職場その他の社会生活のあらゆる分野において、自転車の安全な利用の促進に寄与する取組を行うこと。

(3) 本市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力すること。

(商店街における自転車に関する事故防止の取組等)

第7条 商店会は、本市、警察等の関係機関と連携し、商店街における自転車に関する事故の防止のために必要な取組を実施するよう努めなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する取組を実施しようとする商店会に対し、必要な情報及び資料の提供その他の支援を行うことができる。

3 市長は、商店会が第1項に規定する取組を実施する場合（前項の規定による支援を受けて実施する場合を含む。）は、当該商店会からの申請に基づいて、当該取組の内容を公表することができる。

4 商店街を通行する自転車利用者は、道路交通法、府条例その他の法令の規定を遵守するとともに、前項の規定により公表された商店会の取組に協力するよう努めなければならない。

（自転車交通安全教育等）

第8条 本市は、京都府、学校、市民、交通安全活動団体等と連携し、効果的な自転車交通安全教育の実施に努めるものとする。

2 小学校、中学校及び高等学校の長は、児童又は生徒に対して、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を実施するよう努めなければならない。

3 市立の小学校、中学校及び高等学校の長は、児童又は生徒に対して、その教育課程において自転車交通安全教育を実施しなければならない。

4 大学その他の教育研究機関の長は、自転車の安全な利用の方法について学生の理解が深まるよう啓発に努めなければならない。

5 事業者は、自転車の安全な利用の方法について従業員の理解が深まるよう啓発に努めなければならない。

6 本市は、就学前の児童を養育する保護者に対して自転車交通安全教育を実施するよう努めるとともに、当該保護者を対象に自転車交通安全教育を実施するものに対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

7 本市は、京都府が行う自転車交通安全教育の促進を図るための事業の円滑な推進に協力するとともに、本市の区域内における自転車安全利用推進員の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

（自転車に係る利用環境の向上）

第9条 本市は、国、京都府、市民、事業者、交通安全活動団体等と連携し、自転車に係る利用環境の向上を図るため、必要な措置を講じるものとする。

(財政上の措置)

第10条 本市は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。ただし、第7条（第1項を除く。）、第8条第3項、第6項及び第7項並びに第10条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。